

新英米文学会 会則

第一条(名称)

本会は新英米文学会(New Association for English and American Literature 略称は NEAL)と称する。

第二条(目的)

本会は英語を媒体とする文学や文化の研究及び紹介を行い、これを通じて世界の諸文化の民主的な創造と発展に寄与することを目的とする。

第三条(会員)

本会の目的に賛同し、研究活動に加わり、定められた会費を納入する者をもって会員とする。

第四条(活動)

本会は第二条の目的達成のために次の活動を行う。

1. 研究活動 研究会活動は定期的に行う。また、会員の必要に応じて、非定期の研究会など、各種の研究活動を組織できるものとする。
2. 定期刊行物の会誌及びニューズレターを定期的に発行する。
3. その他本会が必要と認める諸活動を行う。

第五条(総会)

総会を本会の最高議決機関とする。

1. 定期総会 定期総会は毎年一回開催する。また、運営委員会が必要と認めた場合あるいは会員の 5 分の 1 以上が要求した場合には、臨時総会をできるだけ速やかに開催しなければならない。
2. 総会の成立 総会は会員の委任状を含めた過半数をもって成立し、その議決は出席者の過半数の承認を必要とする。
3. 総会の任務
 - 1) 総会は前総会以後の第四条に言う活動を総括し、次の総会までの活動方針を決定する。
 - 2) 総会は前総会以後の組織財政活動を点検し、予算・決算の承認を行う。
 - 3) 役員を選出を行う。

第六条(役員)

本会は次の役員をおく。その任務は 1 年とし、再任は妨げない。

1. 運営委員 運営委員は総会において相当数選出され、運営委員会を構成する。当該年度の運営委員の定数は運営委員会が提案し、総会が信任した運営委員の数をもって定員数とする。
2. 会長 会長は運営委員の中から互選され、総会の信任を得て決定される。会長は会を代表し、総会及び運営委員会を招集する。

3. 副会長 副会長は運営委員会の中から若干名互選され、総会の信任を得て決定する。副会長は会長の任務を補佐し、必要な場合会長の任務を代行する。
4. 事務局長 事務局長は運営委員の中から互選により決定され、総会に報告される。事務局長は事務局を統轄する。また、事務局長は実務を補助するための補助事務局員を会員に委嘱することができる。
5. 事務局長代理 事務局長代理は運営委員の中から 1～2 名互選され、総会に報告される。事務局長代理は必要な場合事務局長の任務を代行する。
6. 研究企画委員 研究企画委員は運営委員会の中から若干名互選され、総会に報告される。研究企画委員は研究企画委員会を構成する。
7. 編集委員 編集委員は運営委員会の中から互選され、総会に報告される。編集委員は編集委員会を構成する。
8. 会計監査委員 会計監査委員は総会において 2 名選出される。会計監査委員は年 1 回会計を監査し、総会に報告する。

第七条(運営委員会)

運営委員会は総会で選出された運営委員によって構成され、総会の決定に基づき、次の総会までの本会の運営に責任をもつ。

第八条(事務局)

事務局は事務局長及び運営委員会の中から互選された若干名の組織財政担当とニューズレター担当によって構成され、運営委員会の事務局としての任務を遂行する。

第九条(研究企画委員会)

研究企画委員会は互選により研究企画委員長を決定する。研究企画委員会は総会決定に基づき、会としての研究活動の具体案を立案し、運営委員会に提案する。運営委員会で承認された具体案を実行するために、必要な準備や手だての確保などに責任をもつ。また、運営委員会が必要と認められた研究活動に関する任務を遂行する。研究企画委員長は実務を補助するための補助委員を会員に委嘱することができる。

第十条(編集委員会)

編集委員会は互選により編集委員長を決定する。編集委員会は会誌の企画、編集案を運営委員会に提案し、運営委員会の承認を得て、具体的な編集作業を行う。また、掲載論文の採否を決定する。編集委員長は編集の実務を補助するための補助委員を会員に委嘱することができる。

第十一条(会費)

本会の会費は会費として年額 7,000 円(学生・院生・年金受給者、及びこれに準ずる会員は 減額会費 4,000 円)を納入する。ただし学生・院生・年金受給者、及びこれに準ずる会員の会費については、本人の申請に基づいて適用される。

1. 会費納入 年会費は当該年度内を期限として納入されるべきものとする。
2. 会員資格の停止 年会費納入の期限を一定期間超過した会員は、本学会員としての資格を失い、会員名簿から削除されるものとする。

第十二条(賛助会員)

本会の主旨に賛同し、年額 1 口 10,000 円以上の賛助会費を納入した者は、賛助会員になることができる。

第十三条(改正)

本会則の改正は総会出席者の 3 分の 2 以上の承認を必要とする。

付

この会則は 1972 年 12 月 4 日より実施する。

この会則は 1976 年 12 月 12 日に改正された。

この会則は 1978 年 12 月 10 日に改正された。

この会則は 1979 年 12 月 9 日に改正された。

この会則は 1982 年 12 月 12 日に改正された。

この会則は 1985 年 8 月 23 日に改正された。

この会則は 1994 年 8 月 26 日に改正された。

この会則は 1996 年 8 月 23 日に改正された。

この会則は 2000 年 8 月 25 日に改正された。

この会則は 2011 年 8 月 26 日に改正された。

この会則は 2012 年 8 月 18 日に改正された。

この会則は 2018 年 8 月 24 日に改正された。